

灯



最近、財団法人や社団法人の前に公益とか一般という文言が付いているのにお気付きかと思う。明治以来の大改革で乱立していた財団法人や社団法人を5年間かけて全て見直す作業が全国で行われた。申請は昨年11月末日

法の精神



草野 義輔

で締め切られたが、審査は内閣府が行うものと各都道府県の審査会が行うものがある。

思いがけず大分県の委員に任命され、この審査に深く関わることになった。

6年前、委員就任直後に内閣府の委員が勉強会の講師としてやって来た。何でも元東京高裁判事だそうで、ひたすら法に基づき肅々と、という指導であった。新しい法律に基づく審査な

ので法律に疎い自分などで務まるのか甚だ自信はなかったが、その後沖繩であった九州地区の勉強会で別の内閣府委員から「法律専門家だけでできるものではなく、公益にふさわしいかどうか市民目線での意見も非常に大切」とのアドバイスがあり、それなら多少はお役に立つ部分

もあるか、と少し安心した記憶がある。

翻って一票の格差問題も法律論だけなら最高裁が違憲状態ということとは十分理解できるが、地方に

住む人間から見れば、法解釈だけではどうにも釈然としない印象だ。法の精神は極めて大切であるが、一方で過疎地を守る人間がいることを忘れないことも必要ではないか。もっともどこかの国のように見せかけの法治国家では困るのだが。

(昭和学校高校理事長・日田市)